

令和5年度森林審議会（第3回）審議概要

<p>R6.3.13（水） 13:30～15:15 場所：県庁講堂</p>	<p>出席者 委員：15名中14名（委員1名欠席） 県：知事、部長、次長、各課・室長、工事検査監等</p>
<p>発 言 者</p>	<p>発 言 内 容</p>
<p>○部長挨拶 ○会長選任 ○議 事</p>	<p>1 審議事項 ・「宮崎県再造林推進条例（仮称）」の原案について</p>
<p>○質疑 委員 事務局 委員 事務局 議長 事務局 委員</p>	<p>第1条目的の4行目「県民の安全・安心で豊かな」は、「安全」と「安心」の順番はどちらが先が正しいのか。 また、第14条の条項名は「再造林を推進するための地域の体制の」と「の」が3つ続くことが気になった。</p> <p>「安全」と「安心」の順番は事務局でも議論したところ。まず安全が確保されることで安心に繋がる、という意味合いで「安全・安心」の順とした。</p> <p>今の説明にあった「安全が確保された上でそれが安心を生み出す」といことが、その後ろの「豊かな暮らし」に繋がるという流れは理屈として合っていると思った。</p> <p>第14条の条項名については、改めて法制的な確認をさせていただきたい。</p> <p>今回この審議会での審議はこれが最後になるが、この場での意見を受けて必要であれば法制面でも検討して、場合によっては修正をすることもあるという理解でよろしいか。</p> <p>ご認識のとおり。</p> <p>第12条「循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大」については、住宅への利用について記載されているが木材利用の範囲はもっと広く、土木の分野でも今後活用の仕方があると思うので、そのような言葉が入っていると良いと思う。</p>

事務局	<p>県が設置する「県産材利用委員会」の中に、土木に関しても木材を利用することを推進する「グリーン公共部会」を設置し、木材を積極的に使っていく考えである。条例第12条では当然、住宅・非住宅での利用を進めていくが、全ての項目は書けないため、「非住宅施設の木造化等」の「等」に土木での利用も含むことで整理したいと考えている。</p>
委員	<p>(第6「条森林所有者の責務」の第2項について) 森林経営管理制度で林野庁が示している内容を確認すると、管理できない森林は市町村が管理することになっている。条例案の「再造林が困難である場合には、森林組合等に委託」との文面については、パブリックコメント等の御意見として「読み方によっては組合の負担が大きいように読める」というものがある中で「森林組合等」と記載するのはいかがか。もし可能であれば、制度を整えた上で県がサポートする形で市町村が管理するシステムをつくれると良いのではないかと感じた。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおりパブリックコメントの御意見では、市町村への経営管理の委託のことも例示されていたことから、事務局でも改めて議論した。その結果、現状としては5条森林の約5割近くの経営管理を、主に森林組合等に委託していることから、森林組合に委託する方が森林所有者にとっては取り組みやすいのではないかと判断した。森林経営管理制度の利用はもちろん進めていくが、現状からみた時の森林所有者の取り組みやすさという観点から、森林組合への委託を例示した。文面の「その他必要な措置」の中で、市町村への森林経営管理制度の利用に取り組んでいただくことで整理したところ。</p>
議長	<p>森林経営管理制度の活用は、森林所有者からのアクションというより、市町村が主体となって提案してく形のものという理解で間違いはないか。</p>
事務局	<p>ご認識のとおり。市町村の働きかけにより判明した「森林所有者個人では管理できない森林」を市町村が事業者へ委託するなり、それでも売上げが上がらないような部分というのは市町村が管理をする制度である。</p>
議長	<p>そういう意味で所有者の役割として、森林経営管理制度の利用を規定していくというのは条項の書きぶりとしては難しいところもあったのかなと理解する。</p>
委員	<p>第7条「森林組合の役割」の2行目、「森林所有者からの伐採等の相談対応」とあるが、再造林条例の中であえて「伐採等の」という言葉を使う何か理由があるのか。例えば『再造林等の相談対応』だとか『森林施業等の相談対応』という書き方もできるのではないか。</p>

	<p>それからもう1点、第14条「再造林を推進するための地域の体制の整備」では、「県は、市町村及び事業者が相互協力のもと、森林組合が中心となって森林所有者から伐採等の相談に対応し」とあるが、対応するのは「県」か「森林組合」のどちらになるのか。私の感覚としてわかりやすく表現するとすれば、『森林組合が中心となって<u>行う</u>森林所有者からの伐採等の対応に対応し』という書きぶりがわかりやすいのではないかと思った。</p>
事務局	<p>第7条2行目については、ご指摘のとおり言葉の選び方を再度検討させていただきたい。</p>
事務局	<p>(説明補足) 第7条2行目に「伐採等」という文言を使っているのは、再造林を推進するためにはまずは伐採時にきちんと所有者の方に再造林の働きかけを行うことが重要であり、伐採からスタートするということで「伐採等」と記載している。</p>
議長	<p>難しいところではあるが、もう一度検討していただけるとのことなので最も適切な文言を選んでいただきたい。</p> <p>また、よく使われる「施業」「作業」については専門用語の定義だと伐採作業、植栽作業というような個別の1つ1つの「作業」と、これをシステムとして組んだ体系としての「施業」というのは、使い分けるのが本来なので、もし「作業」という言葉を使う場合は注意いただきたい。</p>
事務局	<p>第14条については、地域ネットワークの中で対応していただくこととしている。しかし、誰が対応するのかわかりにくいというご指摘を頂戴したので、こちらも文面を検討させていただきたい。</p>
事務局	<p>(説明補足) 「宮崎モデル」の地域再造林推進ネットワークの設立が第14条にかかるものである。伐採・造林の相談をネットワークが受けた際に、事務局である森林組合が中心となって、相談対応に当たるという意味でこのような書き方をしている。</p>
事務局	<p>第14条の主語は「県」。県は、地域体制を整備する。条項文面の中で地域ネットワークの中身を説明しているが、ご指摘いただいたように、そこがわかりにくいのかもかもしれない。例えば「森林組合が中心となって」の後に読点を打つ修正をすることではどうか。</p>
議長	<p>「宮崎モデル」の中でも中心的、責任所在に関わる問題であるため、議論を確認する。第14条の作りとして、「県」は、体制を整備する。その体制は、相談対応し情報共有するための体制であると。その体制の中心となるのが森林組合。これが理解していただける条文に修正であれば問題ないと</p>

	<p>いうことでよろしいか。</p>
委員	<p>承知。</p>
委員	<p>林業サイドからの目線が色濃かった骨子案から、今回は県民の目線に近づいた部分が増えた感じがしている。前回議論時に出た様々な意見のそういう部分が反映されて良くなったなという印象を持っている。</p>
委員	<p>第3条基本理念の第3項は、修正はしてもらっているが、「再造林は、林業の担い手の処遇及び労働環境を改善させることにより推進されなければならない」とある。「林業」の担い手で本条例の意図とあっているのか。</p>
事務局	<p>本条項は、グリーン成長プロジェクトの担い手対策「造林作業者の賃金上昇、担い手確保」を示している。</p> <p>条文でいう「林業の担い手」は主に再造林の担い手のこと。今再造林の中心を担っているのは森林組合だが、それも含め県が登録する「ひなたのチカラ林業事業体」という、林業事業体で造林に取り組まれている事業者の方たちもいる。そういった方々をしっかりと伸ばすとともに、新たに造林に取り組まれる方たちを育成していくということが、グリーン成長プロジェクトの中で取り組む事業の中身にもなってくるところ。条文では、森林組合を含む林業事業体全般を指し「林業」の担い手としている。</p>
委員	<p>同条文冒頭で、「再造林」を強調して掲げた方がよいのだろうか。それとも山自体を守るという、あるいは山に関係する全員を基本として作る条例という見方からすれば、「再造林」をここで入れない方が良いのか、どちらかなど。</p>
事務局	<p>「再造林推進条例」なので、基本理念のところは、冒頭にはすべて「再造林は」とそろえる形で作りたいと考えている。</p>
委員	<p>条文については大分整理をされていると思うので、別段条文そのものについては意見等はない。しっかりやっていかれるように、国有林も協力させていただきたいと思っている。</p>
委員	<p>自分たちは2003年から森づくりの活動をしていて、その時に林業の方にスギ間に広葉樹を植えるというのを初めて取り組んでもらった。</p> <p>そのため、前文の「森林が有する木材の機能と水源の涵養と県土の保全、生命、生物多様性の保全など」、「適地適木」という言葉を「再造林」の中に盛り込んでもらったのは嬉しい。環境を守る森づくりをしている私達としては、林業や経済的なものを主とする森林づくりとは別の立場にあるの</p>

で、条例に関しては、木を植えていただいて森が再現するという形をとっていただければとても嬉しく思う。

議長

ここまで議論してきて、「林業者の経営のため」だけに限らず、広げてくださいという形で条例前文含めて修正していただいたものと感じている。

委員

(第5条「市町村の役割」について)市町村の代表として来ているので、「頑張らないといかん」という思い。

令和6年4月から森林環境譲与税の譲与額がアップすることもある。自治体がどのように山を守っていくのか、森林経営管理制度や県の本条例の実行においてどのような形で施策連携していくのかというのが、非常に大事なことと思う。そのあたりを地域ネットワーク等を含めた中で、県、市町村、また森林組合関係、団体等が実効性のある形を作っていく必要があると思っている。

また、こういう条例ができて、あるいは再造林を進める中では、それをやっていただく人がいなかったら、何ら絵にかいた餅というか始まらない。やはりその中で森林組合作業班の方々も含めた造林作業をしていただく方が、どうやって確保され、そして処遇改善含めて持続的に作り上げていくというのが、究極の目的であるという視点を忘れることなく進めていただきたい。素晴らしい条例を作ってくださいなのでこれから頑張っていければと思う。

事務局

まさに今ご指摘いただいたことを我々も相当程度意識して作ったのがこの「宮崎モデル」である。しっかり理念を共有することと、具体的な取り組みをしっかりとやっていくこと、これの両立が大事だと考えている、そして、例えばその再造林推進ネットワークというものだけで機能するわけでもないし、補助金のかさ上げだけすればいいというものでもない、広報だけすればいいよというものでもなく、相互に関係して行って、それをやることでそれぞれが機能していくという作りになっている。今回のこの条例も含めて「宮崎モデル」のシステムを議論するときに、市町村・森林組合の皆さん、そして県の林業職の職員が、相当議論を深めていった結果、これだけの仕組みができた。

また、県の方ではこれらの取組に合わせて組織改正を4月1日付けで予定し、再造林推進の司令塔となる「再造林推進室」を設置予定である。しっかりと機能させて、宮崎モデルの実現に向かって取り組んで参りたい。

委員

前文が柔らかくなって、県民の人たちに受け入れやすいようにわかりやすくなって、大変良くなったと思っている。

また、県民の人たちは、この資源の循環・更新等と同じぐらいに花粉症の

事務局	<p>対策についてもものすごく興味があるんじゃないかなと感じている。県としては花粉症の苗木を植える方針なのか。</p> <p>この宮崎モデルの中では、コンテナ苗の増産にも取り組むこととしている。今現在、県で生産している苗木というのは花粉量が通常木よりも1%以下とか、20%以下という花粉症対策苗木が生産されている。そのため、今植えている苗木というのは、ほぼ花粉の少ない苗木が植えられているところ。再造林率日本一にするためには、これから100万本の苗木を増産することとしており、そのことは同時に花粉症対策苗木の増産を進めると言うことでもある。</p>
委員	<p>せっかくそのような取組をしているのであれば、この前文の中でその花粉症対策含めて書くと、一県民とすれば花粉症の少ない苗木を再造林で植えていると聞けば寄附でもしたいぐらいうれしい気持ちになる。県民の3分の1ぐらいが花粉症と聞いたことがあって、花粉症になっている人は本当に大変きつい問題なので、今更花粉症対策についても文面に入れるのは難しいかもしれないが、もし追加できれば県民に賛同を得られるような気がする。</p>
事務局	<p>花粉対策については、現在の生産数のうち95%位が対策苗木である。しっかり伐ってそれを植えていくということで、花粉症対策は確実に進んでいく。一方、条例というのは、対策を具体的にどんどん書くようなものではなく、基本的な理念を整理して、その一番濃い部分を書き込むものである。そのため、花粉症対策については、しっかりと進めているが、条例では書かないことをご理解いただきたい。</p>
議長	<p>仮に前文に入れられないとしても、県民の理解を醸成するという面からは、実際にやっている少花粉スギへの転換を県民の方々に知っていただくことは非常に重要かと思う。条例の話とは切り離して、もう少しそういった広報、PRもやっていただければと思う。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり。県の施策を宣伝・周知することは重要だと思う。しっかり広報して参りたい。</p>
委員	<p>条例に関してではないが県へ要望を2点したい。</p> <p>まず1点目が、市町村林務課の職員の方に直接森林所有者の対応をしていただくが、林業専門の職員がいらっしやらない。他課からいらっしやった方とか、またやっと思ったタイミングでどこかに異動してしまう方が多い。</p>

しかし、森林所有者からしたら一番相談しやすいのは地元の市町村役場なので、そこに対する県からのサポートがもう少しあるといいと感じている。また、再造林は簡単に言うと山に対する「投資」だと感じている。1ポイントから投資できますという時代に、60年後に向けて投資しますということの魅力を生み出すことも必要と感じている。私はずっと山には木を植えるものだ、伐ったら木を植えるものだと育ってきたが、これからどんどんそういう世代の人が減っていく時代の中で、それでも再造林を進めていくとなれば、そういう伐ったらこれだけいいことがありますっていう、もっと具体的な何かメリットが見えるといいのかなと感じる。

事務局

県では県森連に市町村の森林経営管理制度等の推進をサポートする「支援センター」を設けて、そこに3名の職員を配置し、市町村職員の相談対応等支援を行っている。来年度からは「地域林政アドバイザー」を各市町村に活用してもらって取組をさらに強化していきたい。

事務局

将来60年後のメリットを伝えていくというのは、再造林を進めるためにも必要なことである。今回の宮崎モデルでは、CM・新聞広告等によって再造林の重要性を伝えていくこととしている。例えば今1ヘクタールの山を伐採したら、立木価格が3000円/m³ぐらいなので、500m³あったら150万円の収益があると。造林や下刈りの経費は、230万円ぐらいかかって、補助率が9割になれば、23万円の負担で済む。差し引き130万円ぐらい儲かりますよ。それだけ将来的には収益も出てくるという具体的な数字も宣伝・PRしながら、森林所有者の意識醸成に努めて再造林に繋げたいと考えている。

委員

先日、合法木材伐採に関する説明会で配られた資料に、山からの収入がこれだけあって補助金を充てればほぼ手出しなしで山に木が植えられますという書き方がしてあったように記憶している。しかしそれは結局、補助金がないと山は作れない状態になってしまっていることでもある。経済面だけでなく、山に木を植えること自体の魅力を発信していくということも必要なのかなというふうを感じる。

議長

同感。経営ベースでこれだけ儲かるはずですよという話は所有者の林業経営のモチベーションを高めていく上で非常に重要だと思う。
しかし、先週末に行われた学会のあるセッションの中で、企業のCSR活動に関するデータが紹介されていて、そこはかなり大きなビジネス市場になっているという評価だった。従来までは、いわゆる環境保護活動・環境に良いための活動を我々はやっていますという、どちらかと言えばCM的なCSR活動というのが多かったのが、今は状況が変わっていて、山から森が消えたら、我々の商売がいずれ駄目になる。なのでナチュラルキ

ヤピタル自然資本に投資をするんだという考え方で、宣伝のためではなくて企業の存続のために、環境にお金を払うという、この時代に移ってきつつあるようだ。世界的に、特に大企業は、山に木を植えることに対して直接的な短期的な利益とは違うところに目を向け始めてるというのが、今の社会の動きなんだろうなというのを改めて認識した。

おそらく、一朝一夕で対応・解決できる問題ではないと思うが、今ご意見いただいた中身というのは、まさにこの前文の思想の根底にあるところだと思うので、ぜひここから外れないように、できれば今おっしゃられた内容を少し言葉にする形にする絵にするというようなことを、今後考えていければいいかなというふうに感じた。

また、前文の「適地適木」という言葉。造林学では、「適地適木」というのは造林をするという前提で、さあその環境にあった木は何でしょう。この木に合う環境はどこでしょうということをマッチさせようという定義であるため、この言葉を使う時点で植える前提になってしまう。事務局としてここで「適地適木」を使っているのは、この段階でも植えることを決めてるという意味ではなく、本来あるべき森の姿をこういうふうに表現したという理解でよろしいか。

事務局

ご認識のとおり。ここでの「適地適木」はすべて造林するという前提ではなくて、適地でなければ木は植えないというような選択も含めての意味として使っている。

委員

今までたくさん審議をされてきて、これだけ内容の深い条例になったというふうに感じている。県民の1人としての意見だが、県民への周知の部分。個人的に木工教室とかで小学校とか伺った時に、森林環境税で1年間500円納めてることをご存じない方も多い。最近テレビや新聞も見ない、取らない方々も増えてきているので、県民へのPRの仕方も考えていただきたい。せっかくこれだけいい条例ができたので、県民の皆さんに知っていただく機会を考えていただけたらなと思う。

事務局

ご指摘のとおり今までCMや新聞広告の掲載等してきたが、少し弱かったかなという反省点がある。そのため、今、農政水産部が先行してやっている「ひなたMAFiN」という情報発信ツールを林業分野も活用して、SNS等も含めて幅広く情報発信できるような取組みを今準備しているところ。

委員

条例の中身に関しては特に言うことはない。この審議の場に参加させていただくことが本当にありがたく、造林作業する者としてはこれからどうなっていくのかっていうのは本当に楽しみ。

委員

地域ネットワークは森林組合が中心となって担っていくということになる

事務局	<p>と思うが、各森林組合も少ない人員の中で、精一杯のことを今やっていると いう状況なので、ぜひしっかりとサポートをしていただきたい。</p> <p>ネットワークは、県出先機関、市町村もネットワークに入っているし、また サポート体制として、森林管理署、宮崎大学にも入っていただくことと している。県もこのネットワークの一員として、森林組合と共に、ネット ワークを動かしていきたいと考えており、なるだけ森林組合に負担がかか らないようにしていきたいと考えているのでご協力いただきたい。</p>
委員	<p>パブリックコメント等もあって、すごくわかりやすい条例に整備されてる なという印象を受けた。全国的に木造利用をして、中高層ビルとかそうい うのを建てていこうという流れもあるので、建築士の立場としても、非住 宅分野での利用や木材を使っのイベント等で県民の方への周知にも協力 させていただければと思う。</p>
議長	<p>審議事項の「宮崎県再造林推進条例（仮称）」については、いくつかの修 正を検討すべきところが出て参りましたが、原則、原案通りに答申をする ことで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>皆様からご意見いただいた中で、これから事務局でもう一度法制含めて検 討し修正が必要と判断されたものについては、事務局と協議修正して、後 日、知事に答申したいと思う。その際の条例の文面、それから答申案の文 言修正等に関しても、この後に関しては会長である私にご一任いただく ということよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では答申案については、本日この場での審議はせずに、後日責任を持って 対応させていただきたいと思います。</p> <p>以上で本日の審議を終了いたします。</p>